

第 14 号様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和 2 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和 2 年旧法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。
 - (1) 法人税法第 75 条の 2 第 5 項（令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 2 項及び法人税法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書（令和 2 年旧法人税法第 2 条第 32 号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合（法人税法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつたものとみなされた場合を含む。）当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（令和 2 年旧法人税法第 15 条の 2 に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から 22 日以内
 - (2) 法人税法第 75 条の 2 第 7 項（令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 2 項及び法人税法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により同法第 75 条の 2 第 7 項の届出書を提出した場合（同条第 11 項第 4 号の規定により同条第 7 項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から 22 日以内
 - (3) 法人税法第 75 条の 2 第 11 項第 5 号又は第 6 号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効があつた場合 当該失効があつた日の属する事業年度終了の日から 22 日以内
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 連結親法人（令和 2 年旧法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。）及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

「その延長の処分が取り消され
- 4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 その適用を受けることをやめた
その延長の処分が失効した
た
た となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、1(1)の場合
た」
において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。
- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、法第 72 条の 25 第 3 項若しくは第 5 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第

1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和 2 年旧法」という。）第 72 条の 25 第 5 項（令和 2 年旧法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により確定申告書（法第 72 条の 25 第 1 項、第 72 条の 28 第 1 項又は第 72 条の 29 第 1 項の規定による申告書をいう。）の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

「法第 72 条の 25 第 3 項

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中

と

法第 72 条の 25 第 5 項」

なっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

7 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

- (1) 1 (1) の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1 (2) の場合 当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人又は当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (3) 1 (3) の場合 当該失効があった通算子法人又は通算子法人であった法人
- (4) 5 の場合 法第 72 条の 25 第 5 項又は令和 2 年旧法第 72 条の 25 第 5 項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（通算子法人又は連結子法人に限る。）